国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

中部運輸局自動車交通部

令　和　８　年　１１　月　１２　日
中部運輸局自動車交通部旅客第二課

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（第２７期）を実施します

～令和８年８月１日から９月３０日の間のＬＰガスに係るコスト負担に対して支援を実施～

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（第２７期）の申請受付を、１１月１２日（木）から開始します。
今回の対象期間は令和８年８月１日～９月30日です。

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、ＬＰガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、第１期～第２６期に続き、第２７期（令和８年８月１日～９月３０日）の申請受付を開始します。

１　補助対象事業者
一般乗用旅客自動車運送事業者

２　申請受付期間
令和８年１１月１２日（木）～１２月２５日（金）１６時

３　支援内容
令和８年８月１日～９月３０日の間における、ＬＰガスに係るコスト負担に対して支援を実施。
※令和８年１０月以降の事業については、別途お知らせします。

４　事業の執行団体
タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業　事務局
（パシフィックコンサルタンツ（株）内）
具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。
【事務局特設Ｗｅｂサイト】
https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/

※第１期～第２６期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

５　その他
・令和８年１０月以降の事業については、別途お知らせします。
・第１期～第２６期（令和４年１月～令和８年７月分）の受付は終了しております。
・第２４期～第２６期に補助金を受領された事業者においては、第２７期については申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Ｗｅｂサイトをご覧ください。

【お問い合せ先】
（補助事業の申請に関すること）
タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業　事務局
（パシフィックコンサルタンツ（株）内）
TEL：050-5444-3150
※第１期～第２６期と異なりますのでご注意ください。

（プレスに関すること）
中部運輸局自動車交通部旅客第二課
本田、磯野
TEL：052-952-8036